関西自然保護機構会誌 22 (2) : 141－146, 2000

環境庁のレッドデータブックの改訂作業について

環境庁野生生物課　植　田　明　浩

REVISION OF THE RED DATA BOOK OF JAPAN

Akihiro UEDA *Environment Agency of Japan*

はじめに

環境庁では，平成３年にレッドデータブック（動物版のみ）を取りまとめたが，レッドデータブックは，野生生物の生息状況や生息環境の変化に対応するため定期的な見直しが必要であること等から，平成７年度より，動植物全ての分類群を対象として改訂作業を進めている。

本稿は，環境庁が実施しているレッドデータブックの改訂作業について概説したものである。

レッドデータブックの定義

レッドデータブックとは，環境庁が，日本の絶滅のおそれのある野生生物の種（亜種，変種を含む。以下同じ。）について，生息状況等をとりまとめ編さんしたものである。

レッドデータブックの改訂作業は，まず，レッドデータブックに掲載すべき種の名前をリスト化したもの（＝レッドリスト）を確定し，次に，レッドリストに選定された個々の種についての情報を記述したレッドデータブックを編さんするという２段階の手順で進めている。

レッドデータブック及びレッドリストは，生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し選定したものであり，規制等の法律上の効果を持つものではないが，絶滅のおそれのある野生生物の保護を進めていくための基礎的な資料として広く活用されることを目的とするものである。

レッドデータブック改訂の目的・経緯

野生生物を人為的に絶滅させないためには，絶滅のおそれのある種を的確に把握し，一般への理解を広める必要があることから，環境庁では，動物については，レッドデータブック「日本の絶滅のおそれのある野生生物－脊椎動物編，無脊椎動物編」を平成３年に取りまとめた。植物については，平成元年に日本自然保護協会等によりレッドデータブックが発行された。

しかし，生息状況や生息環境の変化に関する最新の知見・情報等を踏まえ，また，IUCN（国際自然保護連合）で採択された新しいカテゴリーの考え方に基づき，レッドデータブックの見直しを行う必要があることから，平成７年度より，哺乳類，鳥類といった分類群毎に専門家による検討会を設け，改訂作業に着手した。

平成12年12月現在，レッドリストの公表は全ての分類群で終了しており，改訂版レッドデータブックは，両生類・爬虫類，植物Ⅰ（維管束植物），植物Ⅱ（維管束植物以外）について発行済みである。公表・発行年月日は次のとおりである。

【動物】

○両生類，爬虫類：平成９年８月７日リスト公表

：平成12年2月ブック発行
○哺乳類，鳥類：平成10年6月12日リスト公表
：平成13年度作成予定
○汽水・淡水魚類：平成11年2月18日リスト公表
：平成13年度作成予定
○無脊椎動物：平成12年4月12日リスト公表
：平成13年度作成予定

【植物】

○植物Ⅰ：平成9年8月28日リスト公表
：平成12年7月ブック発行
○植物Ⅱ：平成9年8月28日リスト公表
：平成12年12月ブック発行

改訂作業の体制，情報源

レッドデータブックの改訂に当たって，環境庁自然保護局長の委嘱により，専門家による「絶滅のおそれのある野生生物の選定・評価検討会」を設置し，その下に「レッドデータブック改訂分科会」及び各分類群ごとの分科会を設置して検討を進めた。検討会及び分科会の体制は次のとおりである。

［検討会・分科会名］［座長（敬称略）］［委員数］

○絶滅のおそれのある野生生物の選定・評価検討会　小野　勇一，17名
・レッドデータブック改訂分科会　上野　俊一，10名
・哺乳類分科会　阿部　永，5名
・鳥類分科会　藤巻　裕蔵，6名
・両生・爬虫類分科会　上野　俊一，4名
・汽水・淡水魚類分科会　多紀　保彦，7名
・昆虫類分科会　森本　桂，10名
・無脊椎動物Ⅰ分科会（陸・淡水産貝類）　奥谷　喬司，7名
・無脊椎動物Ⅱ分科会（クモ形類等）　青木　淳一，5名
・無脊椎動物Ⅲ分科会（甲殻類等）　大野　正男，7名
・植物Ⅰ分科会　岩槻　邦男，9名
・植物Ⅱ分科会　千原　光雄，13名

絶滅のおそれのある野生生物の生息状況等に関する情報については，動物では，既存の文献・資料や専門家の知見を基本とし，それを補うために必要に応じ若干の現地調査を行った。植物では，日本植物分類学会に情報の収集等を依頼し，全国の調査協力者数百名からいただいた貴重な生育情報を活用しつつ，評価を行った。

ここに，検討会，分科会の委員各位，日本植物分類学会，全国の調査協力者の方々に，改めて心からお礼申し上げたい。

レッドデータブックの新しいカテゴリー

平成3年の動物版レッドデータブックにおいては，IUCNによるレッドデータブックに準じ，定性的要件に基づくカテゴリー区分で評価を行った。

今回の改訂では，1994年（平成6年）にIUCNが採択した，減少率等の数値による客観的な評価基準に基づく新しいカテゴリーに従うこととしたが，我が国では数値的に評価が可能となるようなデータが得られない種も多いこと等の理由から，定性的要件と定量的要件を組み合わせたカテゴリーを策定した。（表1）

実際の評価作業では，動物及び植物Ⅱ（維管束植物以外）については，数値的な評価のためのデータが得られない種が多いことから，主に定性的要件に基づき評価を行い，植物Ⅰ（維管束植物）については，個体数及び減少率等のデータを基に定量的評価を試みた。

なお，無脊椎動物及び植物Ⅱについては，絶滅危惧Ⅰ類をⅠA類とⅠB類とに分けず，Ⅰ類として評価した。

評価対象種，評価方法の留意事項

絶滅のおそれのある種として評価・選定するに当たって，次の点を留意事項とした。

①種又は亜種（分類上亜種に細分される場合は原則として亜種）を評価の対象とすること。

②純海産生物（生涯の全てを海域で過ごす種）は対象外とすること。（例：クジラ，ウミヘビ，イワシ）

③移入種（海外から移入された種及び他地域から移入された種）は対象外とすること。

④国内のみの生息状況に基づいて評価すること。

⑤評価の対象は野生個体群とし，飼育下の個体等は評価対象から除くこと。

⑥害虫等の有害性のある種は，原則としてランク外とすること。

⑦地域個体群（LP）としては，種又は亜種の分布において絶滅のおそれの高い地域個体群であって，以下のいずれかに該当するものを必要最小限選定すること。

a. 他の個体群と地理的に著しく隔離されている個体群

b. その個体群の絶滅がその種の全国的な分布に大きな影響を与えるもの（北限，南限等）

c. 他の個体群とは大きな形質の差異があると認識されるもの

d. 研究が進めば将来的に別の種又は亜種となる可能性が高いもの

表1　レッドデータブックのカテゴリー.

【カテゴリーとその定義】	参考:旧カテゴリー
●「絶滅（ＥＸ）」 －我が国ではすでに絶滅したと考えられる種.	絶滅種（Ｅｘ）
●「野生絶滅（ＥＷ）」 －飼育・栽培下でのみ存続している種.	－
●「絶滅危惧」（＝絶滅のおそれのある種） ◎「絶滅危惧Ⅰ類」 －絶滅の危機に瀕している種. ○「絶滅危惧ⅠA類（ＣＲ）」 －ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い. ○「絶滅危惧ⅠB類（ＥＮ）」 －ＩＡほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い。 ◎「絶滅危惧Ⅱ類（ＶＵ）」 －絶滅の危険が増大している種.	絶滅危惧種（Ｅ） 危急種（Ｖ）
●「準絶滅危惧（ＮＴ）」 －現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種.	希少種（Ｒ）
●「情報不足（ＤＤ）」 －評価するだけの情報が不足している種.	－
●付属資料「地域個体群（ＬＰ）」 －地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれが高い個体群。	地域個体群（Lp）

改訂作業の結果

以上の改訂作業により，新しいレッドリスト又はレッドデータブックに掲載された，いわゆる絶滅のおそれのある種の数は，動物で668種，植物で1,994種，計2,662種となった（平成12年12月現在）。（表2）

平成3年版レッドデータブックからの変化をみると，動物は224種から約3倍の668種，植物Ⅰは824種から約2倍の1,665種となっており，絶滅のおそれが大幅に拡大したことがわかる。

このような変化の理由としては，生息・生育環境の減少や悪化，密猟・盗掘などが挙げられる。また，大幅に増加した理由の一つは，分類学上の整理が進んだり知見が充実したことにより，今回初めて評価できた種が多数存在するということである。

表2　レッドデータブック（レッドリスト）の掲載種数.

（平成12年12月現在）

	分類群	評価対象種数	絶滅	野性絶滅	絶滅のおそれのある種			準絶滅危惧	情報不足	絶滅のおそれのある種数
					絶滅危惧Ⅰ類		絶滅危惧Ⅱ類			
					ⅠA類	ⅠB類				
動物	哺乳類	約200	4	0	11	31 20	16	16	9	47
動物	鳥類	約700	13	1	17	42 25	48	16	15	90
動物	爬虫類	97	0	0	2	7 5	11	9	1	18
動物	両生類	64	0	0	1	5 4	9	5	0	14
動物	汽水・淡水魚類	約300	3	0	29	58 29	18	12	5	76
動物	昆虫類	約30,000	2	0		63	76	161	88	139
動物	陸・淡水産貝類	約1,000	25	0		86	165	206	69	251
動物	クモ類・甲殻類等	約4,200	0	1		10	23	31	36	33
動物小計			47	2		302	366	456	223	668
植物等	維管束植物	約7,000	20	5	564	1,044 480	621	145	52	1,665
植物等	蘚苔類	約1,800	0	0		110	70	4	54	180
植物等	藻類	約5,500	5	1		35	6	24	0	41
植物等	地衣類	約1,000	3	0		22	23	17	17	45
植物等	菌類	約16,500	27	1		53	10	0	0	63
植物小計			55	7		1,264	730	190	123	1,994
合計			102	9		1,566	1,096	646	346	2,662

(1)　動物の評価対象種数（亜種等を含む）は「日本産野生生物目録(環境庁編　1993, 1995, 1998)」等による.
(2)　維管束植物の評価対象種数（亜種等を含む）は植物分類学会の集計による.
(3)　蘚苔類，藻類，地衣類，菌類の評価対象種数（亜種等を含む）は環境庁調査による.
(4)　絶滅のおそれのある種（亜種等を含む）の現状は，「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物－レッドデータブック－両生類・爬虫類，植物Ⅰ，植物Ⅱ（環境庁編　2000)」及び「レッドリスト（環境庁作成1997, 1998, 1999, 2000)」による.

なお，レッドリスト（全分類群）は環境庁ホームページに掲載されている（http://www.env.go.jp/）。ただし，植物については，レッドデータブック作成段階でランクが変動している種があるので注意が必要である。改訂版レッドデータブック（両生爬虫類版，植物Ⅰ版，植物Ⅱ版）は，（財）自然環境研究センターから出版されている。

今後の課題

レッドデータブック（レッドリスト）については，広く国民に普及を図り，絶滅のおそれのある野生動植物への関心を深めてもらうだけではなく，各種開発事業の環境影響評価等に活用され自然環境保全の配慮が促進されることが期待される。

また，レッドデータブック（レッドリスト）の掲載種の中でも特に保護の優先度の高い種については，さらに生息状況等に関する詳細な調査を実施し，「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国内希少野生動植物種の指定等の保護措置を検討していくことが必要である。

なお，レッドデータブックについては，今後とも，５年ないし10年ごとに再調査と改訂を行う必要があり，次回の改訂版では，絶滅のおそれのある種数が大幅に減少するよう，絶滅のおそれのある種の保護増殖事業を拡充するとともに，生息・生育地の維持・回復等の取組を強化していくことが重要である。

都道府県版レッドデータブック

最後に，都道府県版レッドデータブックの作成状況を紹介する。（表３）

レッドデータブックは，絶滅のおそれのある野生生物についての状況を広く一般に普及啓発し，人間活動に警鐘を鳴らすものとして重要な意味を持つものであるが，全国的な観点からの環境庁版に加え，都道府県レベルでレッドデータブックが作成・活用されることが，より効果的である。

また，近畿圏などの圏域レベルや，市町村レベルでのレッドデータブック作りも有意義であり，今後様々なレッドデータブック間で連携・補完が図られることが望ましい。

表3　都道府県版レッドデータブック・レッドリスト作成状況（環境庁把握分）.

（平成12年12月現在）

都道府県名	作成状況	都道府県名	作成状況
(1) 北海道	◎ ※リストのみ	(25) 滋賀県	◎
(2) 青森県	◎	(26) 京都府	○
(3) 岩手県	◎ ※リストのみ	(27) 大阪府	◎
(4) 宮城県	○	(28) 兵庫県	◎
(5) 秋田県	◎ ※リストのみ	(29) 奈良県	△
(6) 山形県	○	(30) 和歌山県	○
(7) 福島県	○	(31) 鳥取県	○
(8) 茨城県	◎ （植物のみ）	(32) 島根県	◎
(9) 栃木県	△	(33) 岡山県	○
(10) 群馬県	◎ ※リストのみ	(34) 広島県	◎
(11) 埼玉県	◎	(35) 山口県	○
(12) 千葉県	◎	(36) 徳島県	○
(13) 東京都	◎	(37) 香川県	○
(14) 神奈川県	◎	(38) 愛媛県	○
(15) 新潟県	○	(39) 高知県	◎ （植物のみ）
(16) 富山県	○	(40) 福岡県	○
(17) 石川県	◎	(41) 佐賀県	◎
(18) 福井県	○	(42) 長崎県	◎ ※リストのみ
(19) 山梨県	△	(43) 熊本県	◎
(20) 長野県	○	(44) 大分県	○
(21) 岐阜県	○	(45) 宮崎県	◎
(22) 静岡県	○	(46) 鹿児島県	○
(23) 愛知県	○	(47) 沖縄県	◎
(24) 三重県	◎ （NGO作成）		

◎：完成、○：作成・調査中、△：作成予定または未定

23　21　3